

分科会長の選出について

1 案件説明

青森市健康福祉審議会地域保健専門分科会の分科会長は、青森市健康福祉審議会条例第 8 条第 2 項において「委員の互選により定めること」と規定されています。

本来は分科会開催時に併せて組織会を開催し、委員の皆様からの御推薦によって分科会長を決定するところではありますが、令和 6 年度第 2 回地域保健専門分科会を書面開催とするため、組織会も書面開催とさせていただき、事務局から分科会長案を御提案申し上げる次第です。

2 提案内容

次の理由により、青森市健康福祉審議会地域保健専門分科会の分科会長として、青森市歯科医師会会長の 高谷 和彦（たかや かずひこ）委員を推薦いたします。

高谷委員は、青森市歯科医師会会長を務められており、本市の地域歯科医療に関する事情に精通されているほか、歯科診療所を開設されており、歯科公衆衛生に関する見識や経験が豊富であります。また、令和元年度から本分科会長を務めていただいております。

このことから、本分科会において広く地域保健に関する事項を調査審議するに当たり、分科会長として適任であると思慮されるため、推薦させていただくものです。

3 関係資料

【資料 2】 青森市健康福祉審議会地域保健専門分科会所属委員名簿

【資料 3】 青森市健康福祉審議会条例及び規則（抜粋）